

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

飯塚市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 飯塚地域

#### (1) 現況

本地域は、飯塚市の北部に位置し、北部から西部にかけて三郡山系に属する山々に接している。概ね温暖な気候だが、嘉穂盆地に位置するため、夏冬と昼夜の気温差が激しい。この特徴は山間部に顕著に見られる。

土壌は肥沃地が多く、水利は遠賀川とその支流からなり農産物生産に適した自然条件に恵まれているため、水稻を中心とした経営体が多い。

北部は中山間地域が存在し、急峻な土地条件にも関わらず水稻作や果樹栽培が行われているが、平坦地と比較すると生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

水稻は減農薬減化学肥料栽培に取り組んでおり、今後も良好な農地環境の維持及び環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を維持・普及させていくことが必要である。

山沿いの水系は、夏はホタルが飛び交う良好な水環境となっており、環境維持の市民活動や自治会活動が盛んであることから、この活動を支援する取り組みが必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業もあわせて推進する。中山間部においては同項第2号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 穂波地域

#### (1) 現況

本地域は飯塚市の中央南部に位置し、大部分が平坦地と3つの丘陵地からなり、西部は竜王山に接する農地が南北に広がっている。概ね温暖な気候だが、嘉穂盆地に位置するため、夏冬と昼夜の気温差が激しい。この特徴は山間部に顕著に見られる。

土壌は肥沃地が多く、水利は穂波川とその支流からなり、農産物生産に適した自然条件に恵まれているため、水稻を中心とした経営体が多い。

農家の86%が兼業農家であり、農地環境の維持のためには集落協働での取り組みが必要である。

西部は中山間地域が存在し、急峻な土地条件にも関わらず水稻作や果樹栽培が行われているが、平坦地と比較すると生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

水稻は減農薬減化学肥料栽培に取り組んでおり、今後も良好な農地環境の維持及び環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を維持・普及させていくことが必要である。

山沿いの水系は、夏はホタルが飛び交う良好な水環境となっており、環境維持の自治会活動が盛んであることから、この活動を支援する取り組みが必要である。

## (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業もあわせて推進する。中山間部においては同項第2号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3. 筑穂地域

### (1) 現況

本地域は、三郡山の東側山麓に沿った内陸的位置にあって飯塚市の南西部を占めている。遠賀川の支流である穂波川は本地域に源を發し、本地域の中央を南から北へ流れている。

概ね温暖な気候だが、嘉穂盆地に位置するため、夏冬と昼夜の気温差が激しい。この特徴は山間部に顕著に見られる。

高齢化等に伴う農家数の減少が著しい地域であり、農地環境の維持のためには集落協働での取り組みが必要である。

土壌は肥沃地が多く、水利は穂波川とその支流からなり、農産物生産に適した自然条件に恵まれ、水稻を基幹作物として野菜、果樹、花卉並びに酪農・肥育畜産との複合経営が多い。

水稻は減農薬減化学肥料栽培に取り組んでおり、今後も良好な農地環境の維持及び環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を維持・普及させていくことが必要である。

山沿いの水系は、夏はホタルが飛び交う良好な水環境となっており、環境維持の自治会活動が盛んであることから、これを支援する取り組みが必要である。

北部及び西部は中山間地域が存在し、急峻な土地条件にも関わらず活

発な営農活動が行われているが、本地域は特定農山村地域の指定地区を含む過疎地域となっており、平坦地と比較すると生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業もあわせて推進する。中山間部においては同項第2号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 4. 庄内地域

#### (1) 現況

本地域は、飯塚市の南東部に位置し、東部は英彦山系の山々に接している。遠賀川流域の肥沃な土壌を活かした水田農業地帯である。概ね温暖な気候だが、嘉穂盆地に位置するため、夏冬と昼夜の気温差が激しい。

鉾害復旧事業による圃場整備により、平坦部は区画化された農地が拡がり、水稻を中心とした経営を行っている。

また、丘陵地を活用した果樹生産が活発な地域であり柿やブドウは市を代表する特産品となっている。

水稻は減農薬減化学肥料栽培に取り組んでおり、今後も良好な農地環境の維持及び環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を維持・普及させていくことが必要である。

東部は山沿いの斜面にある農地が多く、平坦地と比較すると生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業もあわせて推進する。中山間部においては同項第2号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 5. 穎田地域

#### (1) 現況

本地域は、飯塚市の北東部に位置し、東部は英彦山系の山に接している。西部及び西北部一帯は遠賀川流域の肥沃な沖積平野で、基盤整備事業による団地化された優良な農地が広がっている。南部は湿地や鉾害のため小規模農地が多数を占めていたが、基盤整備事業の結果、拡がりのある優良農地となっている。

概ね温暖な気候だが、嘉穂盆地に位置するため、夏冬と昼夜の気温差が激しい。土壌は肥沃地が多く、農産物生産に適した自然条件に恵まれ、水稻を中心とした経営体が多い。

水稻は減農薬減化学肥料栽培に取り組んでおり、今後も良好な農地環境の維持及び環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を維持・普及させていくことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業もあわせて推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において、その実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	飯塚地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業、同項第 2 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
②	穂波地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業、同項第 2 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
③	筑穂地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業、同項第 2 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
④	庄内地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業、同項第 2 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
⑤	穎田地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

### 1. 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

### 2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

#### 1 対象農用地の基準

##### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

##### ア 対象地域

特定農山村法指定地域（旧内野村）

過疎法指定地域（旧筑穂町）

福岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域

##### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

##### a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

- (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
  - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）
  - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
  - (iii) その他
- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地  
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

## 2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。